

会議の名称	平成25年度第2回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成25年12月26日(木)午後6時30分～8時10分		
開催場所	東村山市役所北庁舎第3会議室		
出席者及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 臼井雅子会長・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員・水戸部瑞江委員  (市事務局) 當間総務部長・根建総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公関係長・中村情報公関係主事</p> <p>●欠席者： なし</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総務部長挨拶</li> <li>2. 会長へ諮問書授受</li> <li>3. 諮問審議  諮問第3号「子ども・子育て支援新制度施行に伴う新制度対応版パッケージシステムの導入及び保守管理業務委託」(子ども育成課)</li> <li>4. 報告  平成24年2月14日諮問「市税等の口座振替データのオンライン接続による外部提供」(納税課)について、諮問内容の一部変更</li> <li>5. その他</li> </ol>		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・中村 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
<b>会 議 経 過</b>			
<p>(1) 総務部長挨拶</p> <p>皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、個人情報保護運営審議会にご出席いただきありがとうございます。前回の審議会です。少し説明させていただきました自治基本条例ですが、12月の市議会定例会最終日に「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」として議案提出され、即日審議となりました。審議の中で議員から一部修正動議が出され、修正案で可決されたところです。修正内容は、第20条(住民投票)について議案では「2 市長は、市民意向を把握するため、住民投票を自ら発議できます。」という第2項があったのですが、これが削除されました。議会の意向としては、市長の意思で住民投票ができるというのは権限として強すぎる、市長が住民投票を実施したいと考えたときには個別に条例案を議案提出することにより可能であるということから第2項が削除されたものです。また、第5章の「情報の共有と管理」は原案のとおりです。この条例は、「公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。」となっており、具体的な施行日は決定していませんが、この条例施行によりただちに個人情報保護条例を改正する必要性はないと判断しております。ただ、情報の共有と管理という第9条、第10条の定めがおかれていますので、市職員は情報の分かりやすい発信、適正な</p>			

管理により努めなければならないと考えております。以上、簡単ではございますが「東村山市みんなが進めるまちづくり基本条例」の内容説明と委員の皆様への今後のご指導ご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 諮問書授受

総務部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

**○ 諮問第3号「子ども・子育て支援新制度施行に伴う新制度対応版パッケージシステムの導入及び保守管理業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。**

※委員意見及び子ども育成課の回答

- 委託を予定している(株)日本システムブレインズのHPをみたところ、保育業務システム「こあら」のほかに「きりん」や「ぱんだ」といった名称の児童手当や医療費助成のシステムがあるようだが、東村山市が導入しているのは「こあら」だけか。また、「こあら」が入っているサーバーは「こあら」だけしか入っていないのか、別のアプリケーションも一緒に入っているのか。
  - 当課では「こあら」システムしか導入していない。手当や医療費を担当する他課のシステムが同じ業者かどうかは不明である。「こあら」が入っているサーバーには「こあら」しか入れていない。基本的に情報政策課では一つのサーバーに複数のシステムを入れないようにしている。
- システムだけでなく今使っているサーバー自体も入れ替えるのか。
  - その通り。今使っているサーバーの機能では今回のパッケージシステムに対応できないので入れ替える。
- 委託内容のなかに「住基・税情報連携作業」とあるが、今までのシステムではこれらの情報と連携していなかったのか。
  - 転出、転居、出生等を正確に把握するため現システムも住基情報とは連携しているが、税情報は取り込んでいない。税情報は子ども育成課内で「こあらシステム」とは別のパソコン画面から閲覧することができるので、職員はそちらの画面で保育業務のために必要な税情報を確認していた。新システムでは国からのシステム仕様の指定で「必ず住基・税情報と連携するように」と指示されているため、両情報を取り込む予定である。
- 新制度移行によりシステムに入れる個人情報データはどのくらい増える見込みか。
  - 現在システム管理しているのは認可保育園に入っているお子さんと待機児童で、合わせておよそ2,500名である。このほかに認可外保育施設に入っているお子さんがおおむね400名、幼稚園が2,600名なので、このお子さんたちが全員新制度に移行すると仮定すれば3,000名のデータが増えて、現在の倍以上になる。
- 私立幼稚園に入園中のお子さんの情報はそれぞれの園から市がもらうことになるのか。
  - 今は幼稚園入園児の保護者に対する入園料・保育料等の補助金の制度があり、対象者はエクセルに入力して管理している。このエクセルのデータを子ども育成課職員が入力する。新制度移行後の新規の入所申請については

子ども育成課職員が新システムに手入力する。データ数が多いので、入力には正職員だけでなく臨時職員の雇用も考えている。

- 認定こども園は市内にあるのか。
- 廻田町に東村山むさしの認定こども園がある。幼稚園と認可保育園が別棟で併設している幼保連携型の施設である。また12月1日から秋津幼稚園が幼稚園型の認定こども園になった。これは幼稚園の中で3～5歳児の長時間預かりをするというものである。今はこの2園である。
- 認定こども園に入園中のお子さんの情報はこれからもらうのか。既に市で管理しているのか。
- むさしの認定こども園は幼稚園と保育園が併設されており、幼稚園入園児については市は現在細かい情報を持っていない。保育園入園児については他の認可保育園と同様に市が個人情報情報を既に管理している。
- 「保育所入所申込書」の様式をみるとずいぶん細かい個人情報まで記載してもらうようになっているが、ここまでの情報が必要なのか。
- 認可保育園は入園希望が多く、希望するすべての保護者がお子さんを入れられる状況にはない。保護者の状況に応じて「実施指数」と呼ぶ点数付けをして、実施指数の高い方から内定を出す。保護者の就労状況の細かい内容のほか、保護者が病気であるとか誰かの介護をしているといったもろもろの状況に応じて細かく点数付けしていくので、どうしても現状程度の個人情報が必要になる。新制度になっても保育が必要かどうかの認定を市がする必要があり、現状と同程度の個人情報を記入していただく必要があると考えている。
- 個人情報のデータが多ければ多いほど万一の時のリスクが上がるので、収集は必要最小限に抑えてほしい。例えば「児童の健康状態」などは入所決定後に必要になる情報かと思う。入所申込み時点で全員に書かせる必要はあるのか。
- 児童の健康状態、障害の有無などは希望する園に入所できるかどうかの大きな要素である。申込み時点で書いてもらった方が園には受け入れ体制を整える時間があり、保護者にとっても良いと考えている。
- 入所のための点数の付け方は公表しているのか。
- 入園希望の保護者には「保育園入園のしおり」を配布している。そのなかに、「点数付けをして実施指数を算定し、高い方から内定する」ということと、指数の付け方をまとめた「基準指数表」「調整指数」を載せて公表している。これは市のホームページでも公表している。
- 既存のシステムデータについては、新システム移行後に実在データを使って動作確認をするようだが、新規入力のデータでは動作確認はしないのか。
- 新規入力のデータも動作確認のテスト作業は行う。
- 動作確認を実在データでやるとなっているのが気になる。システムには変更が付きものなので、そのたびに動作確認が必要になる。それ用のダミーデータを用意してもいいのではないか。
- 最終動作確認は実在データで行うが、その前のテストはダミーデータで行うように受託者と調整することは可能である。
- 動作確認には3段階あるのではないか。システム導入初期のテスト、これはできればダミーデータが望ましい。それから既存データを移行した後のテスト、最後に新規データ入力後のテストである。これらすべて受託者が市に来て確認作業をするのか。
- すべての確認作業は受託者が市に来て行う。その際は子ども育成課の職員

が立ち会う。

- 自分も実在データで動作確認をするというのが気になった。職員が作業に立ち会うとなっているが、「情報セキュリティに関する合意書」のなかには、「受託者は休日出勤が必要な場合は事前に届け出て、情報政策課長の許可を受ける」という文言がある。休日に受託者が作業をする場合も市職員は立ち会うのか。
- 休日でも立ち会いは行い、動作確認の結果も確認する。
- 「保育所入所申込書」には個人情報の取得目的や第三者提供の有無などの説明が表示されていないがよいのか。
- 今回はシステム入替のために受託者が個人情報に触れることになるが、それ以外に入所申込書でいただいた個人情報を第三者に提供することはないため、特に記載していない。個人情報の取得目的については入所申込書を受け付ける際に、「書いていただいた情報は保育所の入所決定のために使用しそれ以外には使用しません」と職員が口頭で説明している。
- 既存データ移行に使うUSBは情報政策課管理のものか。また、移行に時間がかかる場合、受託者に貸し出しっぱなしになるのか
- USBは情報政策課管理のものである。移行作業は複数日かかる可能性がある。その場合は貸し出しっぱなしではなく、その日ごとに貸し出して、その日の作業終了後にUSB内のデータを削除して返却させる。情報政策課でも受け取ったら中にデータが残っていないか確認する。
- 「こあらシステム」を導入したときや運用時に、事故まではいかないがいわゆるヒヤリハットの経験はなかったか。システム導入・変更の際にどんなヒヤリハットがあったかというのを記録しておいて、若い世代の職員に伝えないといけない。市も業務を外部委託することが増えており、事業を進めるときにどういうところに危険があるか、注意が必要かといったセンスを若い職員が磨けなくなっている。ヒヤリハットの記録があれば、次のシステム入替時に職員がそれを読んで役立てることができる。
- 「こあらシステム」導入や導入後の使用時に何か不具合があったり確認が必要な事項があったときは、子ども育成課職員が連絡票という用紙に内容をまとめて、情報政策課を通じて受託者に渡してきた。受託者からはその原因や対策結果を追記したものが返送されるのでこれらをファイリングして保存している。今回の入替に当たって、前回から蓄積している連絡票を改めて読み返してみる。また、今回の入替でも連絡票のやり取りと保存は行う。
- 既存データをUSBで新システムに移行するとあるが、旧サーバーと新サーバーが同じ情報政策課内にあるのであればケーブルでつないで移行はできないのか。
- ネットワーク経由のデータ移行も技術的には可能である。しかしUSBを使う方が、作業に立ち会う情報政策課職員が何のデータを移行したか目視できる。ケーブルをつなぐ方法だと目に見えない状態でのデータ送信になるので、万が一のバグが出ないとも限らない。より万全を期してUSBを使う予定である。
- システム導入後の保守管理時に、保守会社がネットを通じた遠隔操作で市のシステムの保守や改善をするという予定はあるか。
- ネット回線利用による遠隔操作は行わない。
- 認可外保育室の入園の決定も新制度では市が行うことになるのか。
- 平成27年4月からの新制度では、認可外保育施設について市が一定の基

準を定める。その基準を満たした小規模保育施設は「市町村認可保育所」という位置づけになり、市が入所の必要性を点数付けし、利用調整、あっせんをすることになる。

- 受託者社員が子ども育成課に立ち入る際には、情報政策課で書かせるような入退室管理台帳の記入はさせないのか。
- システム導入・保守のために受託者社員が市の事務室に立ち入るときは、直接システム利用課（今回の場合、子ども育成課）に行くのではなく、必ず先に情報政策課に立ち寄って「何時にどこの課に入ってどういう作業をして、何時に退出予定です」というのを報告してから来る。市に来る前に受託者から子ども育成課に「いつ来る」という連絡もある。子ども育成課にいつ受託者社員が来てどんな作業をしていつ帰ったかという記録も残す。
- 金融機関のシステムでは、データ移行作業などをすると連休明けにトラブルが起きることが多い。役所の場合は年度末に人の異動もあるので、別の委員が言われたように過去にひやとした事例をまとめた管理ノートのようなものを作っておくと、今後人が変わっても経験が引き継がれて対策に役立つと思う。また、市が入所に係る保育施設が増えることから、市が保管する紙の入所申込書の数も増える。今まで以上に紙の管理も注意してほしい。
- 入所不承諾となった児童に関するデータはその時点で削除するのか。
- 待機児童になるので削除しない。
- 児童が保育施設を卒園して小学校に入った後は、個人情報データを市はいつまで保管するのか。
- 卒園した翌年度から 5 年間を考えている。ただ、システム内の台帳データは児童個人単位ではなく世帯単位でまとめているため、最初の児童が卒園して 5 年以内に弟妹が保育施設に入所すれば、世帯が一緒なので上の児童のデータも継続して残ることになる。
- データ入力に臨時職員の雇用も考えているという説明があったが、臨時職員が個人情報を扱うとなれば場合によっては再度審議が必要になるのかかもしれない。  
それから幼稚園から市に児童のデータをもたらす際の受け渡し方法やデータの管理方法などはまだ固まっていないようだが、きちんと詰めていく必要がある。

(情報公開係長) 臨時職員が個人情報の入力等を行う場合には再度審議が必要かもしれないというご意見だが、市役所には臨時職員のほか嘱託職員、再雇用職員といった正職員ではない職員がおり、どの身分であっても市の職員であって委託業者とは違うので、個人情報を扱う業務も正職員と同じように従事している。

- 了解した。そうすると雇用契約のところではばるということか。
- 臨時職員であっても個人情報の保護義務が課せられる。

(情報公開係長) そうである。

説明補足：市職員は身分を問わず全員「東村山市個人情報保護に関する条例」第 4 条の 3 により個人情報を保護する義務を課されている。さらに一般職公務員である正規職員・臨時職員・再任用職員は地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務が課せられる。特別職公務員である嘱託職員・再雇用職員は、それぞれ任用等について定めた市の規則のなかで守秘義務が課されている。

- これまで使っていた古いサーバーはどう処分するのか。
- 移行作業がすべて終わったら、旧サーバー内のデータ削除を受託者が行う。空になったサーバーは、別に情報政策課が廃棄処理を委託している業者によって完全になかのデータを復元できないよう処理してから廃棄する。
- 受託者は現在プライバシーマークを取得しているが、2年間の認定期間の終わりごろになると気が緩んでか、最初に決めた個人情報保護ルールがぐずぐずになっている組織が結構ある。そういうことを市は頭に入れておいて、ちゃんとチェックしていますよという姿勢を時々受託者に見せて気を引き締めさせてほしい。また、資料として提出された受託者の「個人情報保護に係る社内組織体制」や「マネジメントシステム体系表」はプライバシーマーク更新時に変更がある可能性が高いので、更新後に改めて市に提出させる必要がある。

#### (4) 報告

##### **ア、平成24年2月14日諮問「市税等の口座振替データのオンライン接続による外部提供」(納税課)について、諮問内容の一部変更(事務局)**

(情報公関係長) 市税や介護保険料、保育料などを市民の方の口座から振替するには、市と各金融機関との間で、口座情報や税の金額などの個人情報データのやりとりが必要になる。市はこの金融機関とのデータのやりとりや取りまとめを以前からAGS(株)に委託している。平成26年1月から、AGS(株)における個人情報の取扱い方法が変わるため、ご報告する。

平成24年2月の諮問では、市とAGS(株)間の口座振替データのやりとりを、磁気媒体による授受からオンラインによる送受信に変えたいという内容で可の答申をうけた。このとき、AGS(株)と各金融機関の間の口座振替データのやりとりは磁気テープを配送する方法だった。この部分を1月から、全銀協標準プロトコルというコンピュータ接続方式によるデータの送受信に変えるというのが今回の変更点である。AGS(株)と各金融機関の間は、全銀手順(全銀協標準プロトコルの別名)という方式で口座振替データを伝送するかたちになる。

全銀協標準プロトコルとは、全国銀行協会が、銀行と企業の間でオンラインデータの交換を行う場合に使用することを目的として開発された通信手段で、ベーシック手順とTCP/IP手順という2種類がある。企業が日本の金融機関とオンラインでデータのやり取りをする場合、この方式を使うよう求められることがほとんどだと聞いている。

ベーシック手順は利用するのに専用のハードウェアを必要とする。TCP/IP手順は専用のハードウェアは不要である。いずれの手順でも通信相手の正当性を確認するためにセンター確認コードとパスワードが使用される。また、該当ファイルの送受者の正当性を確認するためにファイルアクセスキーが使用される。さらに用途をデータ交換に限定することで信頼性を高めているとのことである。

これらによって、一定のセキュリティは担保されると市は考えており、記録媒体の配送からオンラインによる送受信に変更するというAGS(株)の申出を了解したところである。諮問内容の一部変更になることから今回ご報告した。

**【質疑】**

- ベーシック手順ではハードウェアと回線の両方が専用のものを必要とするという理解でよいか。

(情報公開係長) ハードウェアのみ専用のものが必要ときいている。

**イ、平成25年度第1回審議会が出された意見に対する所管課からの回答(事務局)**

○諮問第1号「病児・病後児保育事業業務委託」(子ども育成課)

- 個人情報適正に保管しますということ、書類の保存期間は何年ですということ、保護者から「もう利用しないので個人情報を削除してほしい」と申出があれば削除しますということ、利用登録の時点で同意してもらってから申し込んでもらう方がよい。「利用登録申込書」「同意書」に説明文をいれて、利用登録時に職員が説明した上で同意してもらうなどやり方を検討すること。保護者との合意形成のプロセスはきちんと文書で残した方がよい。

(回答)「利用登録申込書」「同意書」とともに病児・病後児保育の実施に関する規則で定められた様式であり、市長の決裁を経て決定したばかりなのですぐに修正することが難しい。そのため代替案として、「個人情報の取扱いについて」という題名の説明書きを利用登録時に必ず保護者に渡し、内容を職員が説明して了解のうえで登録してもらうことにした。

- 保育室職員が保護者から問診票の聞き取りをするときや利用料徴収をするときは、他の保護者に個人情報を聞かれることがないように、個室になった別室で行うこと。特に利用料の有無を他の保護者に聞かれる状況で徴収すると、利用料免除世帯はこの制度を非常に利用しづらくなってしまう。職員が2名しかいないのでいろいろ難しいとは思いますが、十分な配慮が必要である。

(回答) 保育室職員が保護者から問診票の聞き取りをするときや利用料徴収をするときは、利用者がその時間に1名しかいなければ出入り口付近の受付で行う。複数の利用者がいて他の利用者と受付時間等が重なる場合は、他の保護者に個人情報を聞かれることがないように、受付や保育室とは別の部屋で行うことにした。

- 事務室の戸棚に個人情報書類が保管されるが、戸棚の鍵のかけ忘れがないよう徹底し、鍵の管理方法も事業開始前にきちんと決めておくこと。

(回答) 11月1日の保育室開所までに、保育室の職員2名のうちどちらが鍵の管理者になり、どのように管理するかを受託者に決定してもらった。現在、決めた通りに管理されている。

- 「利用申込書兼問診票」の廃棄は受託者にさせるということだが、きちんと廃棄したかどうかの確認は市に責任がある。そこはしっかり確認してほしい。

(回答)「利用申込書兼問診票」の廃棄は受託者に病院関係の書類とともにきちんと廃棄してもらうが、廃棄後は市に報告させる。

○諮問第2号「東村山ふるさと歴史館データベース移行及び改修業務委託」  
(ふるさと歴史館)

- 「受託者が取扱う個人情報の種類」として、所有者の氏名、住所、電話のほか生年月日とあるが、生年月日まで必要ないものもあると思う。これまでのデータベースでは登録していた個人情報でも、今後の保管の必要性を検討し、不必要な個人情報があれば削除すること。

(回答) データベースで保管する個人情報を「収蔵資料や文化財の所有者の氏名・住所・電話・生年月日」と諮問書ではしていたが、不必要な個人情報は削除する方向で、保管の必要性を改めてふるさと歴史館内で検討している。

- 「こういう体制でこの業務は進めます」ということを、事務責任者からきちんと歴史館職員及び受託者に周知して、皆が理解している状態にしておくこと。誰がどこで責任をもっているかわからないような状態にはしないよう注意してほしい。

(回答) 歴史館職員と受託者であるセルコには、市側の受託者との窓口及び業務責任者は課長補佐の宮澤であることを周知した。

- 受託者の社内の作業場所はきちんと確認に行くこと。どんな場所で行う作業をするのか、日程表を含めて節目節目で確認するようにしてほしい。その方が事故の心配がない。委託者が社内の現場を見に来るといのは、受託者にとっては牽制球を感じる。牽制球によって受託者はよりきちっと対応するということがある。受託者に「どんな場所で誰がどういう予定で作業をするか」というのがわかるものを作ってもらって、それで市がチェックをする方法もよいと思う。
- 歴史館では受託者の現場をセキュリティの観点からチェックするという業務をあまりしたことがないはず。情報政策課に相談に乗ってもらい、どういう項目をチェックしたらいいのか聞いた方がいい。一緒に行ってもらえると一番良いと思う。

(回答) 受託者であるセルコの作業場所については、1月中に歴史館職員が訪問し、セキュリティ体制を確認する予定である。情報政策課は訪問への同行は無理だが、歴史館職員がセルコを訪問した時にどのような視点でセキュリティ体制をチェックすればよいか、チェックリストの作成などに協力を求める。

【質疑】

- 「病児・病後児保育事業業務委託」で利用登録時に保護者へ配ることにした「個人情報の取扱いについて」という説明書きだが、「問い合わせ先」が「子ども育成課」とだけになっている。こういうものは担当者名まで入れることが多いのではないか。

(情報公関係長) 課名だけだと課内に複数係があるので、少なくとも係名までは明記した方がわかりやすい。明記してもらおうよう子ども育成課に伝える。

- では、他に意見は無いようなので閉会とする。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。



**【理由】**

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。